



今回はベーカー & マッケンジー法律事務所の西貝誠氏から情報提供いただきました。

「雇用法アップデート：イリノイ州の企業が知っておくべき新法とその概要」

ベーカー & マッケンジー法律事務所
アソシエイト 西貝誠氏

近年、民主党がイリノイ州議会の過半数と州知事職を同時に支配するなか、立法関係者たちは、従業員の権利を拡大し、雇用主に新たな義務を課す数多くの政策を打ち出して来た。以下では、昨年度から本年初頭にかけて施行された主な雇用関連のイリノイ州新法をいくつか簡潔にまとめてみた。これらの新法を見る限り、今後ともしばらくイリノイ州において「従業員寄り」な立法のトレンドが継続することが予想される。

賃金の平等 2004年の年明けから施行された「2003年イリノイ同等賃金法 (Illinois Equal Pay Act of 2003) 」の下では、4名以上の従業員を雇用する雇用主が、年功序列、能力、仕事の質または量、あるいはその他の性別以外の要素に基づく場合を除いて、類似する状況において行われた同等の技術、努力および責任を要する同一または同等の仕事に対する賃金について、男女間で差別することを禁止している。また、同法は、雇用主が、自分または他の従業員の報酬について問い合わせ、開示、比較または話をした従業員を解雇または差別することも禁止している。さらに、かかる雇用主には一定の記録保持義務および通知の揭示義務が課されている。

バックグラウンド・チェック 同じく2004年元旦から「イリノイ犯罪者身元確認法 (Illinois Criminal Identification Act) 」が改正され、イリノイ州において使用される雇用申込用紙に「the applicant is not required to disclose sealed or expunged records of conviction or arrest(申込者が密封または抹消された有罪判決または逮捕の記録について開示する必要はない。) 」という文言を記載することが義務化された。また、同法は、雇用主が申込者に対して過去に密封または抹消された犯罪歴を持っているかについて質問することも禁止している。本法の施行以前からすでにイリノイ人権法 (Illinois Human Rights Act) により雇用

主が「逮捕の事実あるいは裁判所の命令により抹消、密封または押収された犯罪歴の記録に関する情報」について調査したり、こうした事実または情報を使用することは禁止されていたが、本法により雇用主は新たに申込用紙を修正し、上記の文言を追加しなければならない。

「イングリッシュ・オンリー・ルール」に対する制限 「イリノイ人権法」の一部改正に伴ない、2004年1月1日から、15人以上の従業員を持つ雇用主は、従業員に対して職務に関係のない事項についての話をする際に母国語の使用を禁止することができなくなった。これとは対照的に、従業員が職務を遂行する際、あるいは仕事に関する話をする際に英語を義務付けることは許される。ちなみに、連邦雇用機会均等委員会のガイドラインにおいても、同様に、職場において常に英語を強要することは禁止されており、一定の場合に英語のみを話すことを義務付けるときにはビジネス上の理由が要求される。

告発者の保護 同じく2004年1月1日に施行された「イリノイ告発者法 (Illinois Whistleblower Act) 」の下では、1名以上の従業員を雇用する雇用主が、州または連邦法規の違反に関する何らかの情報を保有していると考える合理的な理由を有する従業員について、政府または警察機関に対するかかる情報の開示を妨げるような規則またはポリシーを作成、採択あるいは実施することが違法とされる。また同法の下では、従業員がこうした情報を開示した場合、あるいは州または連邦法規の違反となる行為への参加を拒否した場合に、雇用主がかかる従業員に対して報復的な措置をとることが禁止されている。

時間外労働に対する割増賃金 2004年4月2日を施行日とする同「イリノイ最低賃金法 (Illinois Minimum Wage Law) 」の一部改正により、イリノイ州の立法府は、それまで時間外労働に対する割増賃金を受領する権利を有していた労働者が、同年8月23日付けで施行されるべく新たな連邦規則によりその権利を喪失しないよう保護する政策を打ち出した。すなわち、本イリノイ法の改定により、それまで従来連邦の規則の下で雇用主の時間外労働割増賃金を支払う義務の対象から除外されていなかった(つまり、割増賃金を受領する権利を有する)従業員は、その対象となる地位を維持することができる。改正後のイリノイ法の下で従業員が雇用主の時間外労働割増賃金支払義務の対象から除外されるためには、1週間あたり少なく

とも 425ドルの賃金を受領するとともに、職務に関する一定の要件を満たさなければならない。

軍人に対する保護 2004年7月28日から「イリノイ人権法」が一部改正され、雇用主が「合衆国の軍隊において軍役中である地位」ばかりでなく、「合衆国軍隊の予備部隊に現在属している、あるいはイリノイ州兵陸軍またはイリノイ州兵空軍において現役である地位」に基づいて従業員を差別することが禁止された。この改正以前は、合衆国の軍隊において軍役中である地位に基づく差別のみが禁止されていた。また、「イリノイ軍人雇用身分保障法 (Illinois Service Members Employment Tenure Act)」も改正され、これにより雇用主がイリノイ州兵軍およびその予備軍の軍人を軍役中に解雇した場合、最高で10,000ドルの罰金が課されることになった。

授乳期間中の母親に対する保護 2004年8月16日に施行された「イリノイ授乳権法 (Illinois Right to Breastfeed Act)」により、授乳期間中の母親は、通常立ち入りが許されている公共または私有のどの場所においても子供に授乳をする権利を保障された。個人の住居および礼拝を目的とする場所は例外とされている。公共または私有の場所において授乳することを許されなかった者は、将来における権利侵害の禁止を求めて提訴することができる。本新法は、2001年7月に施行され、5名以上の従業員を有する雇用主が、搾乳する必要のある従業員に無給の休憩時間を与え、トイレの個室以外で従業員がプライベートな環境で搾乳できる場所を提供するために合理的な努力を行なうことを義務付ける「イリノイ職場における授乳期間中母親法 (Nursing Mother in the Workplace Act)」を補足するものである。

工場閉鎖および大量解雇に関する通知義務 2005年1月1日から、大量解雇、移転または施設の閉鎖を検討している雇用主は、「イリノイ労働者調整再訓練通知法 (Illinois Worker Adjustment and Retraining Notification Act)」の下、その実施60日前までに対象従業員、労働組合の代表、および特定の政府機関に対して通知を行なう義務があるかを確認しなければならない。これまで同種の義務を定めた連邦法が存在したが、この法律は同連邦法に比べてより厳格な義務を課している。例えば、連邦法が100人以上のフルタイムの従業員を持つ雇用主に対して適用されるのに比べて、イリノイ州法は75名以上のフルタイムの従業員を雇用する雇用主に適用される。また、連邦法の下で

は、「大量解雇」が当該施設全体の最低3分の1を構成する50名以上またはその割合にかかわらず500名以上のフルタイムの従業員を対象とする人員削減と定義されているのに対して、イリノイ州法の下では、当該施設全体の最低3分の1を構成する25名以上またはその割合にかかわらず250名以上のフルタイムの従業員を対象とする人員削減と定義されている。

最低賃金 同じく2005年元旦から、「イリノイ最低賃金法」の一部が改正され、イリノイ州における18歳以上の労働者に対する法定最低賃金が連邦の基準である5ドル15セントを1ドル35セント上回る6ドル50セントにまで増額された。

性的指向に基づく差別の禁止 2005年1月21日、性的な指向に基づく雇用差別を禁止する「イリノイ人権法」の一部改正法案がブラゴヤビッチ州知事により署名され、成立した。本改正法において、「性的指向」とは、「事実上または認識上の異性愛、同性愛、両性愛、あるいは伝統的に個人の誕生時の性別と関連付けられるか否かにかかわらない性に関するアイデンティティー」であると定義されている。しかし、本改正は、雇用主に性的指向に基づいて優遇措置を行なう義務を課すものではない。すでにシカゴ市およびクック郡の条例が性的指向に基づく差別を禁止していたが、本改正は、イリノイ州全土の15名以上の従業員を持つ雇用主およびイリノイ州と契約関係にある雇用主に適用される。

弁護士 西貝 誠

ベーカー&マッケンジー法律事務所 LLP
シカゴ事務所

資格：イリノイ州およびウィスコンシン州

経歴：カールトン大学卒業

中央大学法学部卒業

ウィスコンシン大学ロースクール卒業

専門：労働・雇用法、会社法・商取引、国際取引法

ベーカー&マッケンジー法律事務所 LLP 紹介

弊法律事務所は、世界38ヶ国に69の事務所と総勢約3,000名以上の弁護士を擁する世界最大規模の法律事務所として、日本を含む世界各国の提携事務所とともに国内外の各種法律の業務に携わっており、その実績に対して高い評価を受けている。

所在地：130 East Randolph Drive, Chicago, IL 60601

代表者：Philip Suse (Managing Partner, Chicago Office)

電話：312-861-8875

FAX：312-861-2899

URL：www.bakermck.com

問い合わせメール：makoto.nishiga@bakermck.com

